

岡山県技能検定委員推薦基準

岡山県の技能検定委員は、当該技能検定職種について専門的な技能、技術又は学識経験を有する者のうちから、次の基準に基づき選任するものとする。

また、技能検定の目的を十分に理解し、責任をもって採点等の業務を行い得る者であることとする。

1 技能検定委員

職業能力開発促進法第 8 6 条第 1 項の規定により、技能検定試験の実施に関する業務のうち技能の程度の評価に係る事項その他の技術的な事項については、技能検定委員に行わせなければならないこととされており、個々の検定職種（作業）の実技試験（計画立案等作業試験（旧：ペーパーテスト）及び一部の判断等試験（旧：要素試験）を除く。）の実施業務は岡山県職業能力開発協会会長の責任のもと、技能検定委員が中心になって厳正かつ公正に行うものとする。

● 技能検定委員の選任基準

技能検定委員は、職業能力開発促進法施行規則（以下「規則」という。）第 7 4 条の 3 において準用する規則第 7 4 条の 2 第 2 項の規定により、技能検定に関し高い識見を有する者であって、当該検定職種について専門的な技能、技術又は学識経験を有する者のうちから、（1）以下の選任基準により選任すること。

なお、複数の等級の技能検定委員の併任は、それぞれの選任基準に該当する限り差し支えないこと。

（1）**特級**にあつては、次の A～D のいずれかに該当する者とする。

A 【技能系】

当該検定職種の特級又は 1 級の技能検定に合格した者であつて、当該検定職種に関し 20 年以上の実務の経験又は教育訓練の経験を有し、かつ、当該検定職種に関する管理者若しくは監督者としての地位にある者又はこれらの地位にあつた者

B 【技術系】

事業所等において、当該検定職種に関する管理部門、技術部門若しくは教育訓練部門の課長級以上の地位にある者又はこれらの地位にあつた者

C 【学識系】

短期大学（高等専門学校及び旧専門学校を含む。）以上の学校、応用課程若しくは専門課程の高度職業訓練（旧養成訓練を含む。）、特定応用課程若しくは特定専門課程の高度職業訓練、長期課程又は短期養成課程若しくは長期養成課程の指導員訓

練において、当該検定職種（作業）に関する学科を修めて卒業又は修了し、その後当該検定職種に関し15年以上の学識経験を有する者（学識経験には、学校、職業能力開発校（旧職業訓練校を含む。）、職業能力開発大学校等において教育・訓練を行った経験を含む。）

- D 上記A、B又はCに掲げる者と同等以上の技能、技術又は学識経験を有する者
- (2) **1級、2級（随時2級を含む。）又は単一等級**にあつては、次のA～Cのいずれかに該当する者とする。

A【技能系】

当該検定職種（作業）の特級、1級又は単一等級の技能検定に合格した者であつて、当該検定職種（作業）に関し15年以上の実務経験又は教育訓練の経験を有する者

B【技術系又は学識系】

次のいずれかに該当する者であつて、当該検定職種（作業）の特級、1級又は単一等級の技能検定に合格した者と同等以上の技能又は技術を有する者

(A)【技術系】

事業所等において、当該検定職種（作業）に関する管理部門、技術部門若しくは教育訓練部門の課長級以上の地位にある者又はこれらの地位にあった者

(B)【学識系】

短期大学（高等専門学校及び旧専門学校を含む。）以上の学校、応用課程若しくは専門課程の高度職業訓練（旧養成訓練を含む。）、特定応用課程若しくは特定専門課程の高度職業訓練、長期課程又は短期養成課程若しくは長期養成課程の指導員訓練において、当該検定職種（作業）に関する学科を修めて卒業又は修了し、その後当該検定職種（作業）に関し10年以上の学識経験を有する者（学識経験には、学校、職業能力開発校（旧職業訓練校を含む。）、職業能力開発大学校等において教育・訓練を行った経験を含む。）

- C 上記A又はBに掲げる者と同等以上の技能、技術又は学識経験を有する者
- (3) **3級（随時3級を含む。）**にあつては、次のA～Dのいずれかに該当する者とする。

A【技能系】

当該検定職種（作業）の特級、1級の技能検定に合格した者であつて、当該検定職種（作業）に関し5年以上の実務経験又は教育訓練の経験を有する者

B【技術系又は学識系】

次のいずれかに該当する者であつて、当該検定職種（作業）の特級、1級の技能検定に合格した者と同等以上の技能又は技術を有する者

(A) 【技術系】

事業所等において、当該検定職種（作業）に関する管理部門、技術部門若しくは教育訓練部門の課長級以上の地位にある者又はこれらの地位にあった者

(B) 【学識系】

短期大学（高等専門学校及び旧専門学校を含む。）以上の学校、応用課程若しくは専門課程の高度職業訓練（旧養成訓練を含む。）、特定応用課程若しくは特定専門課程の高度職業訓練、長期課程又は短期養成課程若しくは長期養成課程の指導員訓練において、当該検定職種（作業）に関する学科を修めて卒業又は修了し、その後当該検定職種（作業）に関し5年以上の学識経験を有する者（学識経験には、学校、職業能力開発校（旧職業訓練校を含む。）、職業能力開発大学校等において教育・訓練を行った経験を含む。）

C 【技能系】

当該検定職種（作業）の2級の技能検定に合格した者であって、当該検定職種（作業）に関し10年以上の実務経験又は教育訓練の経験を有する者

D 上記AからCまでに掲げる者と同等以上の技能、技術又は学識経験を有する者

●推薦にあたっての注意事項

技能検定委員となる方は、次の(1)から(3)について留意していただくこととなりますので、推薦の際は必ずご確認ください。

- (1) 当該年度又は委嘱期間中に行われる当該職種の技能検定試験は、受検（D申請も含む）することができません。ただし、特級以外の技能検定委員であって、かつ、中央技能検定委員を兼任していない場合に限り、当該検定職種に係る特級の受検は認められます。
- (2) 技能検定試験業務に係る秘密保持の義務が課されています。
- (3) 当該検定職種（作業）の技能検定実技試験に先立って、各種団体や事業所等が実施する技能検定実技試験に係る事前講習会や事前教育の講師となること及びこれらに係る教育関係資料の作成には一切関与できません。

また、受検者に対し指導や助言することも一切禁止されており、技能検定試験問題漏洩に係る再発防止対策の具体的運用について（平成23年11月22日付け能評発1122第3号厚生労働省職業能力開発局能力評価課長発）より、次の例が挙げられております。

- (ア) 技能検定試験の出題傾向とその対策（学習ポイント、学習方法、取組方、作業手順、採点に係る発言等）を示す行為。
- (イ) 学科試験、実技のペーパーテスト及び要素試験にあたっては、予想問題又は模擬問題とその解答を示す行為。
- (ウ) 実技の作業試験にあたっては、次回実施することが公表された試験問題

（公表前に、前回実施された試験問題が次回実施されないことが明らかになっていない場合は、前回実施された試験問題）とその取組方を示すもの。

以上の趣旨は、試験の公平性についての疑念を抱かれることのないようにするものであり、技能検定委員は、講習会等が行われる場に居合わせることも自体が問題になります。

これら「技能検定の事前講習や事前教育の禁止」の趣旨は、技能検定の試験実施機関が実施する事前講習会等、あるいは技能検定委員が講師となる事前講習等を受講すれば試験問題等に関する情報が得られるといった利点があるかもしれないという印象を持たれることや、試験の公平性について疑念を抱かれることを排除できないためであり、すなわち、技能検定の試験合格のみに特化したような事前講習等を禁じているものであります。

よって、本来的な学校教育、職業訓練、OJT、あるいは技能の伝承等職業に必要な技能を習得させるものまでも禁じている趣旨ではありません。